

「輸入木材検疫要綱」 新旧対照表

改正後	現 行
(消毒又は廃棄の立会) <u>第18 植物防疫官は、第10の消毒又は廃棄を命じたときは、輸入者又は管理者が消毒又は廃棄を実施する際これに立会うものとする。ただし、輸入者又は管理者が消毒について技術を有し、当該命令にかかる消毒を適正、かつ、確実に実施すると認められる場合には立会を省略することができる。</u> 第19 2 第25 [略] [条項移動]	第18 2 第24 [略]

「輸入木材検疫要綱」 新旧対照表

改正後

現 行

別表 2

消毒方法の基準

方 法	実 施 方 法 の 基 準			摘 要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1)倉庫くん蒸	臭化メチル	倉庫1立方メートル当たり 24.0～32.5グラム	24～ 72時間	温度15℃以上
		" " 32.5～48.5グラム	24～ 72時間	温度15℃以下
(2)天幕くん蒸	臭化メチル	天幕の内容積1立方メー トル当たり 32.5グラム	24～ 72時間	温度15℃以上
		" " 48.5グラム	24～ 72時間	温度15℃以下

(2の2)

}

[略]

(10)

別表 2

消毒方法の基準

方 法	実 施 方 法 の 基 準			摘 要
	薬剤の種類	薬量又は濃度	処理時間	
(1)倉庫くん蒸	臭化メチル	倉庫1立方メートル当た り 24.0～32.5グラム	24時間	温度15℃以上
		" " 32.5～48.5グラム	24時間	温度15℃以下
(2)天幕くん蒸	臭化メチル	天幕の内容積1立方メー トル当たり 32.5グラム	24時間	温度15℃以上
		" " 48.5グラム	24時間	温度15℃以下

(2の2)

}

[略]

(10)